

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書

指定(介護予防)居宅療養管理指導サービスについて、契約前に知っておいていただきたい内容を以下の通りご説明いたします。

1 指定(介護予防)居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	寒河江武田内科往診クリニック
代表者氏名	武田 宰
所在地 (連絡先及び電話番号等)	山形県寒河江市中央1-14-36 TEL 0237-86-2641 FAX 0237-84-0510

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	寒河江武田内科往診クリニック
介護保険指定 事業所番号	0611210774
事業所所在地	山形県寒河江市中央1-14-36
連絡先 相談担当者名	連絡先電話 0237-86-2641・FAX 0237-84-0510 相談担当者 院長 武田 宰

(2) 事業の目的及び運営の方針

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日(ただし祝日、8月13日～8月15日、1月1日～1月3日は除く)
営業時間	午前9時から午後5時30分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

営業日及び営業時間と同様

(5) 事業所の職員体制

管理者	院長 武田 宰
-----	---------

職	職務内容	人員数
医師	<p>1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画及び介護予防サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。</p> <p>2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。</p> <p>3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。</p>	常勤 1名以上
管理栄養士	<p>1 管理栄養士は、医師の指示に基づき、栄養ケア計画を作成し、利用者や家族に、栄養管理に係る情報提供及び栄養食事指導、助言を行います。</p> <p>2 作成した計画は、利用者、家族に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導の内容について利用者、家族に対して文書で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師に報告します。</p> <p>3 概ね3か月を目途として、栄養スクリーニングを実施し当該計画の見直しを行います。</p>	非常勤 1名以上 (栄養士会等との連携による)

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師等が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
介護予防居宅療養管理指導	要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師等が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 指定(介護予防)居宅療養管理指導事業者の禁止行為

指定(介護予防)居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 1 医療行為（医療行為については医療保険給付において実施いたします）
- 2 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- 3 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- 4 利用者の同居家族に対するサービス提供
- 5 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- 6 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- 7 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- 8 その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

① 医師による居宅療養管理指導（介護予防含む）

サービス提供者等	基本 単位	利用料	利用者負担（参考）		
			1割負担	2割負担	3割負担
指定（介護予防）居宅療養管理指導費（Ⅰ） 単一建物居住者 1人 の場合（月2回まで）	515	5,150円	515円	1,030円	1,545円
指定（介護予防）居宅療養管理指導費（Ⅰ） 単一建物居住者 2人以上9人以下 の場合 （月2回まで）	487	4,870円	487円	974円	1,461円
指定（介護予防）居宅療養管理指導費（Ⅰ） 上記以外 の場合（月2回まで）	446	4,460円	446円	892円	1,338円
指定（介護予防）居宅療養管理指導費 （Ⅱ）※ 単一建物居住者 1人 の場合（月2回まで）	299	2,990円	299円	598円	897円
指定（介護予防）居宅療養管理指導費 （Ⅱ）※ 単一建物居住者 2人以上9人以下 の場合 （月2回まで）	287	2,870円	287円	574円	861円
指定（介護予防）居宅療養管理指導費 （Ⅱ）※ 上記以外 の場合（月2回まで）	260	2,600円	260円	520円	780円

※（Ⅱ）は医科診療報酬点数表の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料を算定する利用者を実施する指定(介護予防)居宅療養管理指導の費用となります

② 管理栄養士による居宅療養管理指導（介護予防含む）

サービス提供者等	基本 単位	利用料	利用者負担（参考）		
			1 割 負 担	2 割 負 担	3 割 負 担
指定（介護予防）居宅療養管理指導費(Ⅱ) 単一建物居住者 1人 の場合（月2回まで ※）	525	5,250 円	525 円	1,050 円	1,575 円
指定（介護予防）居宅療養管理指導費(Ⅱ) 単一建物居住者 2人以上9人以下 の場合 （月2回まで※）	467	4,670 円	467 円	934 円	1,401 円
指定（介護予防）居宅療養管理指導費(Ⅱ) 上記以外 の場合（月2回まで※）	424	4,240 円	424 円	848 円	1,272 円

※ 急性増悪等により医師の追加指示があった場合はさらに2回実施する場合があります

(4) その他の費用について

居宅療養管理指導に要した交通費は、居住地域によって実費分の支払いを受ける場合があります。その場合はあらかじめ説明し同意を得たうえで請求いたします。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

1 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場 合）、その他の費用の請 求方法等	<p>1 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>2 上記に係る請求書は、利用月の翌月に医療費と合わせて利用者あてにお届け（郵送）します。</p>
2 利用料、利用者負担額 （介護保険を適用する場 合）、その他の費用の支 払い方法等	<p>1 サービス内容を照合のうえ、医療費と同様の方法（振込・自動振替・現金支払い）にて、医療費と合算でお支払いいただきます。</p> <p>2 お支払いの確認をしましたら、領収書が発行されますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延した場合、1ヶ月以上の猶予期間を設けた上で支払い期限を定め、当該期限までに滞納額の全額の支払いがない場合は、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア	相談担当者氏名	武田 宰
	イ	連絡先電話番号	0237-86-2641
		同 FAX 番号	0237-84-0510
	ウ	受付日及び受付時間	月曜日～土曜日 9:00～17:30

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援又は要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援又は要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援又は要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	院長 武田 宰
-------------	---------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

※(2)の委員会及び(3)の指針については、令和9年3月31日までに実施します。（当該事項は、令和9年3月31日までの間は努力義務とされています。）

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>1 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>2 個人情報の保護について</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者が予め指定する連絡先に連絡します。

<p>【家族等緊急連絡先】</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">氏 名</td> <td style="width: 50%;">続柄</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>携 帯 電 話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>勤 務 先</td> <td></td> </tr> </table>	氏 名	続柄	住 所		電 話 番 号		携 帯 電 話		勤 務 先	
氏 名	続柄										
住 所											
電 話 番 号											
携 帯 電 話											
勤 務 先											

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 寒河江市健康増進課 介護保険係	所在地 山形県寒河江市中央2-2-1 電話番号 0237-83-3200 受付時間 9:00~17:00
【居宅支援事業所の窓口】	事業所名 ご本人のCMの居宅事業所 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

11 身分証携行義務

指定(介護予防)居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

指定(介護予防)居宅療養管理指導の実施にあたっては、介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

指定(介護予防)居宅療養管理指導の提供にあたり、介護予防支援事業者及び居宅介護支援事業者、保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

14 サービス提供の記録

- 1 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。
その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- 2 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 衛生管理等

- (1)サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2)指定(介護予防)居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に

- 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）居宅療養管理指導の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

※「業務継続計画の策定等について」は、令和9年3月31日までに実施します。（当該事項は、令和9年3月31日までの間は努力義務とされています。）

17 身体的拘束等の禁止について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- 1 提供した指定(介護予防)居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- 2 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ①苦情原因の把握→②問題の原因と対応について検討会実施→③市区町村等への相談・報告

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 寒河江武田内科往診クリニック	所在地 山形県寒河江市中央1-14-36 電話番号 0237-86-2641 受付時間 9:00~17:30
【市区町村（保険者）の窓口】 寒河江市 健康増進課 介護保険係	所在地 山形県寒河江市中央2-2-1 電話番号 0237-85-0777 受付時間 9:00~17:00
【公的団体の窓口】 山形県国民健康保険団体連合会	所在地 山形県寒河江市大字寒河江字久保6番地 電話番号 0237-87-8000 受付時間 9:00~17:00（土日祝・年末年始除く）